

補助金チェックシート(新規)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	枚方市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化(医療意見書)支援事業補助金	補助金番号	D1-15
所管部署	健康福祉部 保健所 保健予防課		
根拠名称 (交付規則以外)	枚方市小児慢性特定疾病医療機関オンライン化(医療意見書)支援事業補助金交付要綱(仮称)		
制定状況	制定済 ⇒	令和 年 月 日施行	
	○ 未制定 ⇒	令和 5 年 3 月制定、令和 5 年 4 月 1 日施行予定	
交付の目的	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第1項に規定する診断書(以下「医療意見書」という。)のオンライン登録(インターネットに接続している端末を利用した小児慢性特定疾病データベースへの医療意見書の登録をいう。以下同じ。)に向けた業務システムの環境整備を行う医療機関の開設者に対して交付することにより、小児慢性特定疾病の調査及び研究の推進による同法第21条の4第1項に規定する疾病児童等の健全な育成に資する。		
補助対象経費	医療意見書のオンライン登録を行うための業務システムの改修、情報通信機器の購入その他の環境整備費。(基準額:1医療機関あたり100,000円)。事業費の基準額の2分の1を補助(最大5万円)。		
補助率・補助額	定率補助		
交付先	児童福祉法第19条の3第1項に規定する指定医の勤務する医療法(昭和23年法律第205号)第7条の許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者		
開始年月日	令和 5 年 4 月 1 日(予定)	サンセット期日	令和 7 年度末
補助金性質分類	制度的補助	○ 団体運営補助	事業費補助 其他
法令等での義務付け	なし	法令等名称	小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱(厚生労働省発健0530第5号)

2. 予算要求額

(千円)

	月補正	令和5 年度当初予算
要求(予定)額		550,000
特定財源	国庫支出金	550,000
	府支出金	0
	その他	0
一般財源	0	0

(件)

交付見込み件数	11
---------	----

3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	医療意見書のオンライン化は、今後、国において検討開始予定である患者オンライン申請に必要不可欠であるため、市民の申請手続簡素化に資するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	医療意見書のオンライン化には、入力チェック機能や一次判定機能等が実装されており、申請受付後の内容確認や医師への照会など事務手続が軽減されるため、受給者証交付までの期間が短縮される。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	医療意見書のオンライン化への環境整備を考える医療機関にとって高いニーズがある。指定医の在籍する医療機関に意向調査を実施したところ、34医療機関中、4件補助金申請希望との回答があった。

有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	医療意見書のオンライン登録数の増加が期待できる。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	医療意見書の作成は指定医の職務であるため、委託や直接執行はできない。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	実施主体が指定した指定医のみが小児慢性特定疾病医療意見書を作成できる。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	国の次期システム改修に伴う事業であり、国の補助金要綱に基づき交付する補助金である。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定める。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	今後ホームページで補助金交付要領の公表を行う。

②補助金性質分類別の視点

[制度的補助]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	国や府の法令等に基づく補助金である。	✓	国が推進する小児慢性特定疾病の治療研究など、慢性疾病にかかっている児童等の健全な育成に資する調査研究事業である。
	市単独の上乗せ等を行わない。	✓	上記調査研究事業にかかる次期データベース改修に伴う事業のため。

補助金チェックシート(新規)

作成年度:令和4年度

1. 補助金の内容

補助金名称	高度医療機器使用患者レスパイト入院費用補助金	補助金番号	D1-16
所管部署	健康福祉部 保健所 保健予防課		
根拠名称 (交付規則以外)	高度医療機器使用患者レスパイト入院費用補助金交付要綱		
制定状況	○	制定済 ⇒	令和 年 月 日施行
		未制定 ⇒	令和5年3月制定、令和5年4月1日施行予定
交付の目的	高度医療機器を必要とする難病患者及び小児慢性特定疾病医療費助成受給者等(以下、難病患者等とする)を在宅で介護する家族が休息等を必要とした場合に、円滑にレスパイト入院(病院での一時預かり)ができるように助成金を交付し、安定した療養生活の確保を図ることを目的とする。		
補助対象経費	① 入院中の個室代 ② 衛生用品、日常生活用品に係るレンタル費用 ③ 介護タクシー費用 ④ 介護タクシー等での移乗や乗車中の介助、入院中の介助に係るヘルパー利用料 ※①～④をあわせた利用者が負担した額について、利用日数に20,000円を乗じた額を助成。 同一年度内で14日まで利用可		
補助率・補助額	定額補助		
交付先	レスパイト入院をした本人または家族		
開始年月日	令和5年4月1日(予定)	サンセット期日	令和7年度末
補助金性質分類	制度的補助	団体運営補助	事業費補助
法令等での義務付け	なし	法令等名称	その他 ○

2. 予算要求額

(千円)

	月補正	令和5年度当初予算
要求(予定)額		7,000
特定財源	国庫支出金	0
	府支出金	0
	その他	0
一般財源	0	7,000

(件)

交付見込み件数	25
---------	----

3. 「補助金の見直しに関する方針」との整合性

①補助金交付の基本的な視点(いずれかが不適合の場合は補助制度として承認されません)

視点	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
公益性	補助金交付対象事業の目的や内容が、広く市民の利益に貢献するもので、特定のものの利益に供するものではない。	✓	家族介護者の負担軽減をはかり、安定した在宅療養を支援することを目的としており、当該補助金は広く市民の利益に貢献するものである。
必要性	関連する施策目標や事務事業目的の達成に必要な不可欠な補助金交付である。	✓	当課で推進している難病患者の在宅療養体制の充実のために必要な補助金である。
	現在の社会経済情勢においてニーズが高い又は高いニーズが見込まれる。(ニーズを把握している)	✓	令和4年度に人工呼吸器を装着した難病患者等(対象19人)への聞き取り調査を行い、レスパイト入院の利用希望があるが、経済的負担等を理由に利用できていない状況を把握している。

有効性	期待する効果をあげる見込みがある。(具体的な効果測定方法が確保されている)	✓	家族介護者の休息支援を目的としたレスパイト入院を円滑に利用できるしくみとして有効である。
	補助金交付が委託や直接執行等と比較し、より適正で効果的な手法である。	✓	利用する医療機関及び事業所が多岐にわたる(他市を含む)ため、委託は困難であり、患者へ利用に応じて補助金を支払う方法が適正な手法である。
公平性	要件を満たす不特定多数が交付申請可能な制度となっている。又は特定のもののみに交付を行う合理的な理由がある。	✓	人工呼吸器を装着している難病患者等は、介護保険や障害福祉サービスでのショートステイの利用が困難であり、家族介護者のレスパイト支援が課題となっていることから、対象を限定している。
妥当性	全額補助となっていない。又は全額補助を行う合理的な理由がある。	✓	一日の助成費用上限額は、個室代及び移送費に係る費用を勘案し設定。年度の利用日数は、レスパイト入院の一回あたりの利用日数上限が14日間とする医療機関が多いことにより設定。
	補助率、補助金額、補助対象経費等が明確である。(補助金交付要綱の整備など。)	✓	交付要綱に定める。
	補助率、補助金額、補助対象経費が公表されているなど透明性が確保できる。(ホームページでの補助制度の公表など)	✓	今後、ホームページにて補助制度を公表する。 対応予定時期: 令和5年4月

②補助金性質分類別の視点

[その他]

該当	チェックポイント	チェック	理由・詳細等
○	他の類似制度と重複が無い確認をしている。	✓	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅難病患者一時入院事業(大阪府事業) 医療機関への補助。個室代等の費用は患者負担で病院は選べない。 ・医療型短期入所支援強化事業(大阪府事業、障害福祉サービス) 医療機関への補助。枚方市内に受け入れ医療機関はなし。